

## 国際戦略総合特別区域指定について

### 1. 指定を申請する国際戦略総合特別区域の名称

アジアヘッドクォーター特区

### 2. 総合特別区域について

#### (1) 区域

##### ① 指定申請に係る区域の範囲

###### i) 総合特区として見込む区域の範囲

東京都千代田区、中央区、港区、新宿区、江東区、品川区、大田区及び渋谷区のうち、別紙の青線で囲まれた区域

###### ii) 個別の規制の特例措置等の適用を想定している区域（必要に応じ設定）

別紙のとおり

###### iii) 区域設定の根拠

外国企業が集積しており、緊急かつ重点的に市街地の整備を行うことが見込まれる区域であることから、外国企業誘致のための戦略的都市づくりを行うことが可能であるため。

#### (2) 目標及び政策課題等

##### ② 指定申請に係る区域における産業の国際競争力の強化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策課題

###### i) 総合特区により実現を図る目標

###### ア) 定性的な目標

- ・大胆な規制緩和や財政支援により、欧米の多国籍企業やアジアの成長企業の事業統括部門や研究開発部門を東京へ誘致
- ・外国企業誘致の前提として、高い防災対応力や自立・分散型エネルギーネットワークを構築
- ・誘致した外国企業と国内企業とが刺激し合って高付加価値を生み出す舞台を整え、新技術・新サービスを創出する魅力的な成長市場を形成

###### イ) 評価指標及び数値目標

- ・評価指標（1）：外国企業のアジア統括拠点及び研究開発拠点を5年間で50社以上誘致
- ・評価指標（2）：その他の外国企業を5年間で500社以上誘致

###### ウ) 数値目標の設定の考え方

ビジネス支援事業、生活環境整備事業、都市インフラ整備事業及び誘致・ビジネス交流事業の実施による目標達成を想定

###### ii) 包括的・戦略的な政策課題と解決策

###### ア) 政策課題と対象とする政策分野

- a) ビジネス環境の整備、b) 生活環境の整備、c) 都市インフラの整備、d) 誘致・ビジネス交流活動
- 政策分野：i) アジア拠点化の推進

###### イ) 解決策

- a) ビジネスコンシェルジュの設置：法務等の専門サービスと連携し、ワンストップで相談等の支援を受けられるビジネスコンシェルジュの運営、b) 生活環境コンシェルジュの設置：外国人

医師による診療機会の提供、外国人子弟に対する外国語での授業の実施、c)防災対応力の強化：高い防災対応能力の確保、自立・分散型エネルギーネットワークの構築、d)誘致対象企業の掘り起こし：東京進出を検討する企業の掘り起こし、国内企業とのマッチング等事業展開のサポート

### iii) 取組の実現を支える地域資源等の概要

- ・ 中枢業務・交流拠点、先進的な業務機能の集積、交通アクセス性に優れた交流拠点
- ・ 社会資本が高度に整備
- ・ 国内の外国企業のうち34.5%、外国企業の研究開発拠点のうち、26.8%、地域統括拠点（ヘッドクォーター）のうち28.6%が集積

## (3) 事業

### ③ 目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする事業の内容

#### i) 行おうとする事業の内容

##### <ビジネス支援事業>

ア) 事業内容：ビジネスコンシェルジュによる①総合相談、②各種専門サービスと連携した適切な支援、③マッチングや販路開拓の支援をワンストップで実施

イ) 事業実施主体：東京都、大田区、民間事業者等が具体の仕組みづくりについて検討中

ウ) 当該事業の先駆性：外国企業がワンストップで各種支援を受けられる機能はこれまで我が国では実施されておらず、極めて先駆的な取組

##### <生活環境整備事業>

ア) 事業内容：母国語により診療を受けることができる機会を充実させるための規制緩和の実施、公立学校で外国語での授業を実施するなど国際教育の充実

イ) 事業実施主体：東京都、区、民間事業者等において、具体の仕組みづくりを検討中

ウ) 当該事業の先駆性：外国人医師に関する規制緩和は殆ど実施されておらず、極めて先駆的な規制緩和措置。教育面でも、公立学校での外国人向け教育の実現は、先例のない取組

##### <都市インフラ整備事業>

ア) 事業内容：長周期地震動対策等高度な防災対応力を備えた都市インフラの構築及びコージェネレーションシステムの導入促進等による自立・分散型のエネルギーネットワークの構築

イ) 事業実施主体：開発事業者等が、各開発事業計画の中で具体の取組内容を検討中

ウ) 当該事業の先駆性：既に一定程度整備された東京の強力な社会インフラを前提としつつ、更にその機能を強化するものであり、他に類を見ない先駆的な取組

##### <誘致・ビジネス交流事業>

ア) 事業内容：東京都自らのシティセールスに加え、MICEの誘致・開催支援等を通じて、東京進出を検討している外国企業の掘り起こしを実施

イ) 事業実施主体：東京都、開発事業者、MICE関係事業者等

ウ) 当該事業の先駆性：ビジネスコンシェルジュ機能と一体的にMICEの誘致・開催を支援し、より強力に海外企業の誘致を進めるものであり、こうした一体的な取組は全国的にも初の取組

#### ii) 地域の責任ある関与の概要

##### ア) 地域において講ずる措置

- a) 地域独自の税制・財政・金融上の支援措置：誘致対象外国企業（新規設立法人に限る）に係る地方税の優遇措置、外国企業と都内研究機関・中小企業との提携に係る支援、

MICE誘致等に係る経費に対する支援の充実

b) 地方公共団体の権限の範囲内での規制の緩和や地域の独自ルールの設定：防災対応力の強化、自立・分散型エネルギーの確保に資する施設等に係る容積率の緩和、外国人受入拠点校への区域外就学に係る協議手続の緩和

c) その他の地域の責任ある関与として講ずる措置：ビジネスコンシェルジュ機能を担う窓口の運営、海外への継続的なアプローチによる外国企業の掘り起こし、外国人受入拠点校整備

#### イ) 目標に対する評価の実施体制

a) 目標の評価の計画：平成28年度終了後に評価実施予定

b) 評価における地域協議会の意見の反映方法：地域協議会で実績値について検討

c) 評価における地域住民の意見の反映方法：世論調査やインターネット都政モニターアンケートを活用し、総合特区制度の取組に関する都民の幅広い意見を聴取

#### iii) 事業全体の概ねのスケジュール

##### ア) 事業全体のスケジュール

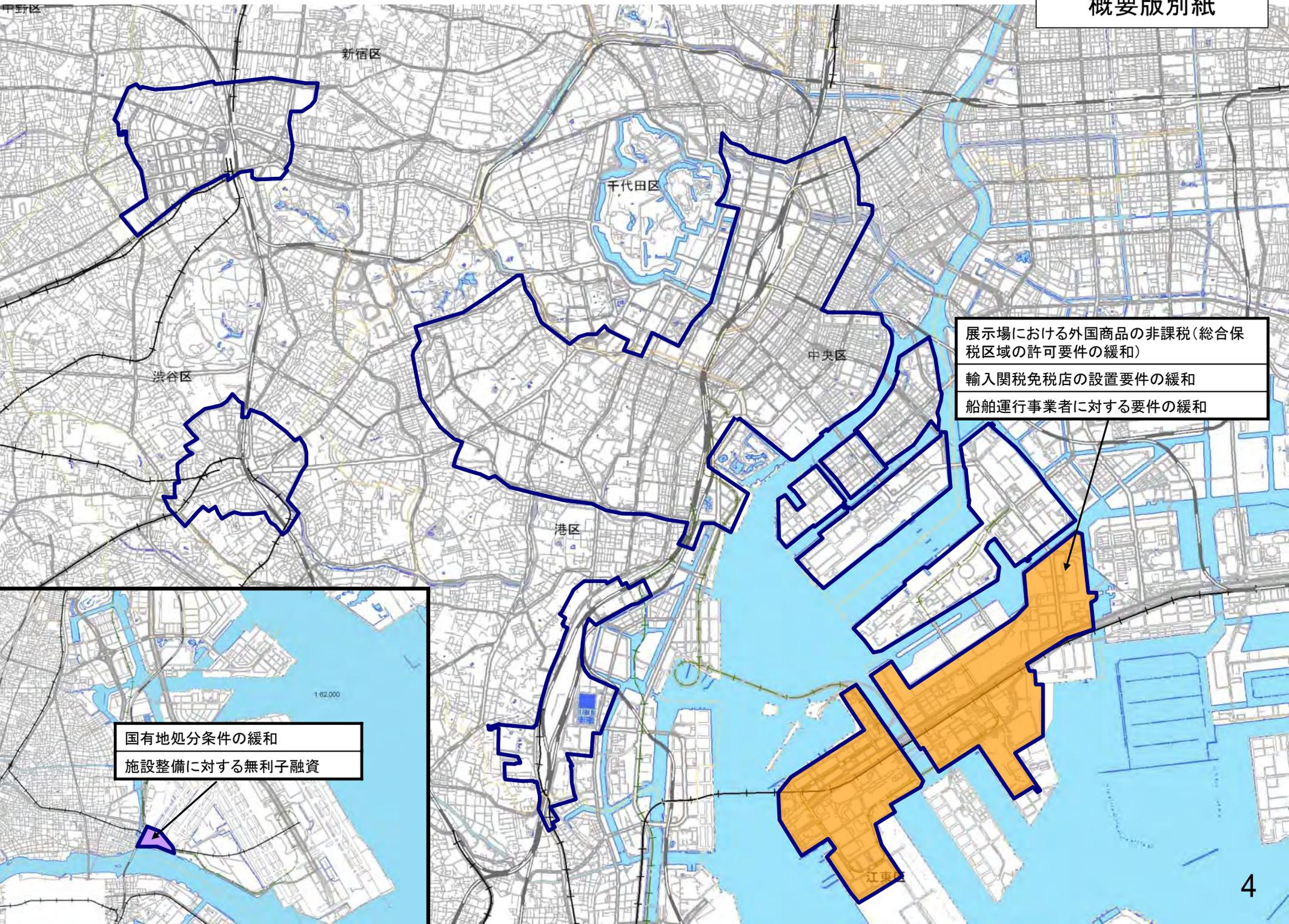
平成24年度：コンシェルジュ機能の整備、生活コンシェルジュ機能の整備、都市開発諸制度の活用による防災対応力強化、海外への継続的なアプローチ、MICE支援メニューの検討

平成25年度以降：ワンストップサービスの実施、生活支援ワンストップサービスの実施、民間プロジェクトの計画・決定・実施、誘致活動の実施、MICE支援の実施

イ) 地域協議会の活動状況と参画メンバー構成：平成23年9月26日：第1回アジアヘッドクォーター特区地域協議会を開催 参画メンバー：千葉商科大学学長・島田晴雄、森ビル(株)、森トラスト(株)、三井不動産(株)、大手町・丸の内・有楽町地区再開発計画推進協議会・三菱地所(株)、新宿副都心エリア環境改善委員会、東京DAIBA・MICE/IR国際観光戦略総合特別区域共同提案グループ、東京急行電鉄(株)・東急不動産(株)、(独)日本貿易振興機構、千代田区、中央区、港区、新宿区、江東区、品川区、大田区、渋谷区、東京都

### 3. 新たな規制の特例措置等の提案について

- ・ 入国・再入国申請の緩和
- ・ 外国人留学生に対する就労ビザの緩和
- ・ 外国人弁護士の規制緩和
- ・ 外国人医師の規制緩和
- ・ 外国人受入拠点学校に対する教員の加配、運営費補助
- ・ 特定供給対象エリアの弾力運用
- ・ 域内電源保有率の引き下げ
- ・ 分散電源の発電量買取制度の創設
- ・ 熱供給事業者の災害時における供給条件義務の緩和
- ・ 外国人入国ビザの緩和、就労要件の緩和
- ・ ビジネスジェットの使用手続簡略化
- ・ MICE誘致・開催支援補助
- ・ 国有地処分条件の緩和
- ・ 「地域産業創造基盤施設整備事業」における施設整備に対する無利子融資の対象拡大 等



展示場における外国商品の非課税(総合保税区域の許可要件の緩和)  
輸入関税免税店の設置要件の緩和  
船舶運行事業者に対する要件の緩和

国有地処分条件の緩和  
施設整備に対する無利子融資